

11 大会役員の委嘱

- ① 大会役員の委嘱は本連盟会長が行う。
- ② 委嘱状の作成、発送は開催県中体連が行う。

12 競技役員

競技役員はおおむね次のとおりとする。

- ・ 競技会長
- ・ 競技副会長
- ・ 顧問
- ・ 競技委員長、競技副委員長、競技委員
- ・ その他

13 競技役員編成と委嘱

- ① 大会運営、実施に必要な競技役員は、開催県中体連で協議し編成する。
- ② 開催県以外の審判（以下「派遣審判員」という。）は各県で推薦し、本連盟会長が委嘱する。
- ③ 本連盟は派遣審判員に対し、旅費を支給する。
- ④ 本連盟が旅費を支給する派遣審判員数の上限は、以下の通りとする。
 - ・ バスケットボール 1県あたり4名 合計16名
 - ・ サッカー 1県あたり2名 合計 8名
 - ・ ハンドボール 1県あたり2名 合計 8名
 - ・ 体操競技 1県あたり6名（ただし、2県のみ7名とする。） 合計25～26名
 - ・ 新体操（男子） 1県あたり2名
 - ・ 新体操（女子） 1県あたり3名 合計12名
 - ・ バレーボール 1県あたり3名 合計12名
 - ・ 柔道 1県あたり3名 合計12名
 - ・ 剣道 1県あたり4名 合計16名
 - ・ 相撲 1県あたり1名 合計 4名
- ⑤ 派遣審判員の数は、競技の特殊性を考慮し理事会で決定する。
- ⑥ 派遣審判員の旅費は、本連盟の内規により支給する。

14 生徒役員

- ① 生徒役員は、開催県中体連会長が委嘱する。
- ② 中学生以外の生徒役員の昼食は、本連盟で負担する。

15 大会実施要項

- ① 大会実施要項は、大会事務局で作成し、本連盟理事会で決定する。
- ② 大会要項の内容は、次のとおりとする。
 - 主催、共催、主管、後援、会場、大会期日、会場・競技、参加規定、参加資格、表彰、申込み、参加料、抽選、宿泊・昼食
- ③ 競技別要項は、専門部会で協議、作成し、本連盟の理事会で決定する。
- ④ 競技別要項は、おおむね次のとおりとする。
 - 期日、会場、競技、競技方法、競技規定、表彰、組合せ、その他
- ⑤ 大会事務局は、大会実施要項を各県中体連に配布する。

16 大会申し込み

- ① 県大会で出場権を得た学校は所定の様式により、各県中体連に期日までに申し込むこと。
- ② 各県中体連は、申込書を取りまとめ、参加料を添えて大会事務局に一括申し込むこと。
- ③ 参加料は、1人あたり1,500円とする。

17 式典

- ① 大会の開・閉会式は競技別に行うことを原則とする。
- ② 代表開会式は、来賓関係者の参加のもとで実施する。
- ③ 開・閉会式のあいさつ、祝辞等の人選は、開催県中体連事務局で協議し決定する。
- ④ 開会式の入場行進は、実施を原則とする。
- ⑤ 大会の開・閉会式は、おおむね次によるものとし、開催県や競技別の実情により適宜決定する。

(開会式) 開式通告 選手入場 開会宣言 国旗、北信越・県中体連旗、諸旗掲揚 優勝杯(旗)返還 あいさつ 祝辞	(閉会式) 選手整列 開式通告 成績発表 表彰 あいさつ 国旗、北信越・県中体連旗、諸旗降納 閉会宣言
--	--

生徒代表の言葉
選手宣誓
競技上の注意
閉式通告
選手退場

閉式通告
選手退場

18 表彰

① 団体表彰

- ・ 陸上競技と水泳競技の3位までに入賞した学校に賞状を授与する。他の競技の3位まで入賞した学校と選手全員に賞状を授与する。
- ・ 優勝チームには、優勝杯(優勝楯)を授与する。
- ・ 優勝チームの選手全員に優勝メダルを授与する。ただし、陸上競技・水泳競技の学校対抗は除く。

② 個人競技

- ・ 陸上競技・水泳競技のリレーは、8位までに入賞した学校とエントリーメンバー全員に賞状を授与する。
- ・ 他の競技は、8位までに入賞した個人に賞状を授与する。
- ・ 陸上競技・水泳競技のリレー、他の競技の個人1位には、優勝メダルを授与する。

19 プログラム

① プログラムは、総合と競技別プログラムを作成する。

② プログラムの表紙に記載する内容はおおむね次のとおりとする。

- ・ 正式大会名、本連盟マーク、期日、開催地、主催、共催、主管、後援

③ プログラムに記載する内容はおおむね次のとおりとする。

- ・ 大会役員、競技役員、生徒役員(学校名)、過去の成績、日程、式次第、組み合わせ、選手名簿、その他

④ プログラムに、商業広告等を記載する場合は本連盟会長の承認を必要とする。

⑤ プログラムは、無料配布を原則とする。有料販売をする場合は本連盟会長の承認を必要とする。

20 宿泊

① 大会関係者の宿泊に関することは、本連盟宿泊要項による。

② 宿泊申込は、大会申込と同時にを行い、配宿については業者に任せる。

決定後は、業者が当該学校に通知する。

21 大会終了報告

① 各専門部は、大会終了10日以内に大会成績と反省事項を大会事務局へ提出する。

② 各専門部は、大会終了10日以内に決算書及び領収書等、会計に関する報告を事務局に報告する。

③ 大会事務局は、資料をまとめて報告書を作成、理事会に報告する。

④ 報告書の内容は、次のとおりとする。

- ・ 会計収支決算、集計表(参加生徒数、役員数、生徒役員数)、競技成績

⑤ 会計収支決算書については、選出監事の会計監査を受けること。

22 付則

① 本開催基準要項の改訂は、理事会が行う。

② 本開催基準要項は、平成2年10月6日より実施する。

平成6年5月20日一部改正

平成7年5月11日一部改正

平成9年5月8日一部改正

平成10年5月7日一部改正

平成11年5月6日一部改正

平成11年11月25日一部改正

平成12年5月9日一部改正

平成13年11月20日一部改正

平成14年11月19日一部改正

平成15年11月18日一部改正

平成16年11月16日一部改正

平成19年5月7日一部改正

平成20年5月8日一部改正

平成22年11月12日一部改正

平成27年5月7日一部改正

平成28年11月21日一部改正

平成30年5月8日一部改正

平成30年11月12日一部改正

令和2年11月16日一部改正